

第4章

だれもが明るく元気に暮らせるまち

● 成果指標

指 標	計画当初値	現状値 (H23)	目標値
特定健康診査受診率 (人間ドック含む)	—	35.9%	65.0%
国民健康保険料徴収率 (現年度分)	—	89.8%	92.0%
バリアフリー化を実現した公共施設・設備の件数	42件	44件	52件
福祉ボランティア登録人数	572人	634人	700人
介護・支援を受けなくてもよい高齢者の割合	84.1%	83.5%	現状値より高い比率
障がい福祉施設から一般就労への移行者数	—	2人/年	4人/年

第1節 保健・医療

[めざす姿]

■だれもが安心して元気に暮らすための保健・医療の確立に向けて、市民の主体的な健康づくりや、生活習慣病予防の取組等が進み、救急医療など、地域において適切かつ効率的に医療を受けられる体制がつけられていることをめざします。

[現状と取り組むべき課題]

本市ではこの間、医療面では、対象年齢の引き上げなど子育て支援医療制度の拡充を行い、平成22年度より後期高齢者医療制度¹の被保険者を対象とした人間ドック費用助成を実施してきました。保健面では、妊婦健康診査制度及び予防接種助成の拡充や、こんにちは赤ちゃん事業の実施等に努めてきました。また、高齢者のより一層の健康増進を図るため、平成21年度より健康診査項目を充実させるとともに、特定の年齢に達した女性を対象とした子宮頸がん検診、乳がん検診等の実施によるがんの早期発見の推進に努めてきました。高齢者医療制度については、平成20年度から後期高齢者医療制度が施行され、京都府内においても京都府後期高齢者医療広域連合²が設置され、制度運用が行われていますが、制度改正等、国の動向を注視していく必要があります。また、本市の国民健康保険については、歳出の増加に見合う歳入の確保ができない状態に陥っており、国民健康保険会計が赤字となっています。

健康づくりについては、市内公共施設への健康コーナー設置や市民から募集しての健康ウォーキングマップ作成等を通じて、市民の健康管理意識の高揚を図っています。また、平成22年には、市民の健全な食生活や食文化の継承等に向けた基本的な方向を定めた「八幡市食育推進計画」を策定し、食育の推進に取り組んでいます。

食生活やライフスタイルの変化に伴い、生活習慣病などに起因して介護を要する人が増加傾向にあることから、今後は、「自分の健康は自分で守る」という個人の健康意識のさらなる高揚に努めるとともに、支援体制を整備し、生活習慣病予防や各種健康診査の受診率向上を図っていく必要があります。また、医療体制については、府内6つの医療圏ごとの医療施設の整備、医療活動の誘導について計画された「京都府保健医療計画」の状況等を踏まえ、小児救急を含む救急医療及び安定的かつ質の高い医療施設の整備等の充実をめざす必要があります。

国民健康保険の健全運営に向けては、保険料徴収率の向上や医療費の適正化、特定健康診査・特定保健指導等の保健事業活動を推進するとともに、予定されている都道府県単位での広域化を見据えた検討を行う必要があります。

1 後期高齢者医療制度：75歳以上の高齢者全員の加入が求められる公的医療保険制度。平成20年度に新設され、保険料は原則加入者全員から市町村が徴収し、財政運営は全市町村が加入する都道府県単位の広域連合が担当。

2 京都府後期高齢者医療広域連合：後期高齢者医療制度の創設に伴い、平成19年2月1日に京都府内全市町村で設立され、被保険者の資格管理、保険証の発行、保険料の決定等の事務を行う広域連合。

【施策体系】

1. 健康づくりの推進	(1) 健康管理意識の啓発
	(2) ライフステージに応じた健康づくり事業の充実
	(3) 食育の推進
	(4) 総合保健福祉センターの整備
2. 保健体制の充実	(1) 人材の育成・確保
	(2) 母子保健の充実
	(3) 成人保健の充実
	(4) 感染症対策の充実
3. 医療体制の充実	(1) 地域医療・医療費助成制度の充実
	(2) 医療施設の充実
	(3) 救急医療体制の充実
4. 医療保険制度の健全運営	(1) 国民健康保険の運営

【取組の内容】

1. 健康づくりの推進

(1) 健康管理意識の啓発【重点】

・健康づくりに関する学習機会の拡充や情報提供、環境整備をはじめとする各種取組を推進し、市民の健康管理を総合的に支援します。

(2) ライフステージに応じた健康づくり事業の充実

・医師、保健師、栄養士等の連携により、人生の各段階に応じた健康相談体制の充実を進めます。
 ・骨粗しょう症の健康診査や介護予防、生活習慣病予防、歯の健康など、人生の各段階に応じた健康づくり事業の充実を進めます。

(3) 食育の推進【重点】

・「八幡市食育推進計画」に基づき、「食」に対する意識の高揚を図り、学校や家庭、地域等との連携を進め、食育を推進します。
 ・食生活改善推進員³を育成し、活動を促進します。

(4) 総合保健福祉センターの整備

・健康づくりや健康診査、リハビリテーション等の保健サービスを行う拠点の整備を進めます。

3 食生活改善推進員：講習会や巡回活動、健康づくりに関する知識の普及など、健康づくりのための諸活動を行うボランティア。

2. 保健体制の充実

(1) 人材の育成・確保

- ・各種保健事業を推進するための人材の育成・確保を進めます。

(2) 母子保健の充実

- ・乳幼児の健全な育成や母性の健康の保持・増進など、母子保健サービスの充実に図ります。
- ・母性・父性の醸成や喫煙防止など、思春期の子どものための思春期保健対策の充実に図ります。

(3) 成人保健の充実

- ・生活習慣病予防の推進、各種健康診査の受診率向上を図ります。
- ・疾病の早期発見・早期治療、リハビリテーションの強化を進めます。

(4) 感染症対策の充実

- ・関係機関と連携し、予防知識の啓発・相談指導及び予防接種の充実に図り、平常時からの感染症危機管理対策を推進します。

3. 医療体制の充実

(1) 地域医療・医療費助成制度の充実【重点】

- ・子育て支援医療制度の充実に図ります。
- ・後期高齢者医療制度の制度変更等への適切な対応を進めます。
- ・関係機関と連携し、本市及び山城北医療圏内で地域医療の充実に図ります。

(2) 医療施設の充実

- ・身近な医療から高度な医療までの体系的な確立をめざし、病院の誘致を含め、関係機関の協力による医療施設の充実に図ります。
- ・男女別診療をはじめ性差を考慮した医療について関係機関と連携します。

(3) 救急医療体制の充実【重点】

- ・小児救急医療体制の充実や、高度救急医療施設等との広域的な連携を図るとともに、休日応急診療所の効率的な運営を行います。
- ・献血に関する啓発及び献血運動を推進します。

4. 医療保険制度の健全運営

(1) 国民健康保険の運営【重点】

- ・保険料徴収率の向上や医療費の適正化など、国民健康保険の健全運営に向けた取組を進めます。
- ・国民健康保険の広域化に向けた検討を行います。

[市民・NPO等・事業者等に期待される役割]

市民	<ul style="list-style-type: none"> ・食育等による健康管理意識の高揚と健康づくり事業への参加 ・医師との連携や各種健診の受診による健康管理 ・献血運動への積極的参加
NPO等	<ul style="list-style-type: none"> ・食育の推進等の事業との連携
事業者等	<ul style="list-style-type: none"> ・生活習慣病予防など、健康づくりに関する情報の提供 ・健診等の質的向上、精度管理⁴の強化

主要死因別死亡者数の推移

(単位：人)

区分	年次	平成18年	平成19年	平成20年	平成21年	平成22年
が	ん	197	168	182	192	171
脳血管疾患		58	56	39	42	42
心疾患		86	107	91	110	105
肺炎・気管支炎		53	49	32	49	52
その他		119	128	151	152	153
総数		513	508	495	545	523

(資料) 京都府山城北保健所



こんにちは赤ちゃん事業での乳児訪問



市内公共施設に設置された健康コーナー(市庁舎1階)



健康ウォーキングマップ

4 精度管理：測定機器のメンテナンスや測定手法の検証など、健康診断や各種検査等における測定値の正確性を確保するための管理。

第2節 地域福祉

[めざす姿]

- すべての市民が住み慣れた地域で安心して快適に暮らせる、「自助（地域住民一人ひとりの努力）」「共助（住民どうしの相互扶助）」「公助（公的な制度）」で連携した地域福祉が実現していることをめざします。

[現状と取り組むべき課題]

少子高齢化や核家族化が進行し、地域での福祉に対するニーズはますます多様化しています。また、災害時の対応など、地域での助け合いの必要性があらためて見直されています。

本市では、だれもが社会的に孤立することなく、主体的に自らの生き方を決定し、住み慣れた地域で安心して暮らせるまちの実現のため、これまで、意識の啓発や施設・設備のバリアフリー化、学区福祉委員会⁵の設立、社会福祉協議会⁶活動やボランティア活動を支援してきました。また、平成20年には、「～身近で、楽しく、いきいきと～ みんなでつくろう やさしさとやすらぎのまち」を基本理念とする「八幡市地域福祉計画」を策定し、地域福祉の取組を推進してきました。

今後は、施設・設備のさらなるバリアフリー化、ユニバーサルデザイン⁷化の推進や地域福祉の拠点施設の整備など、福祉のまちづくりを進める必要があります。また、地域福祉の意識づくりや活動の担い手づくり、地域における世代間の交流や地域福祉のネットワークの形成を進めていき、災害発生時に自らの力では迅速な避難が困難な災害時要援護者の把握及び支援に向けた取組についても、さらにきめ細かく地域全体のものとして進めていく必要があります。

[施策体系]

1. 福祉のまちづくりの推進	(1) 福祉の拠点施設整備と運営
	(2) 施設・設備のバリアフリー化、ユニバーサルデザイン化の推進
	(3) 地域福祉計画の推進
2. 地域福祉推進体制の充実	(1) 地域福祉体制の強化
	(2) 社会福祉協議会活動の促進
	(3) ボランティア活動の促進

5 学区福祉委員会：19 ページ参照。

6 社会福祉協議会：地域社会において福祉関係者や住民が主体となって、地域の実情に応じて住民の福祉増進を図ることを目的とする社会福祉事業法に基づく社会福祉法人。会員制によって運営。

7 ユニバーサルデザイン：高齢者や障がい者等のバリア（障害、障壁、不便など）を取り除く「バリアフリー」の考え方をさらに進め、能力や年齢、国籍、性別等の違いを超えて、すべての人が暮らしやすいように、まちづくり、ものづくり、環境づくり等を行っていこうとする考え方。例えば、みんなが使えるトイレとして、車いす利用者、介助者が一緒に入れる広さがあり、ベビーベッド、子ども用便器があるなど多様な人の利用に配慮したトイレなど。

[取組の内容]

1. 福祉のまちづくりの推進

(1) **福祉の拠点施設整備と運営**

・地域福祉の拠点となる公共施設の整備と効率的な運営を推進します。

(2) **施設・設備のバリアフリー化、ユニバーサルデザイン化の推進【重点】**

・公共施設・設備のバリアフリー化、ユニバーサルデザイン化を推進するとともに、民間事業者への要請に努めます。

(3) **地域福祉計画の推進【重点】**

・地域福祉計画に基づき「関係団体間のネットワークづくり」「世代間交流の促進」「地域における自主的な活動への支援」「防災、防犯活動の促進」等の取組を進めます。

2. 地域福祉推進体制の充実

(1) **地域福祉体制の強化【重点】**

・小学校単位の学区福祉委員会の活動支援を行い、地域の実情に応じた福祉活動を促進します。

・民生児童委員⁸の活動を促進します。

・災害時要援護者の把握及び支援を進めます。

(2) **社会福祉協議会活動の促進**

・社会福祉協議会の組織強化を促進します。

・ボランティアセンター⁹の運営や給食サービス、訪問サービス、一人暮らし老人の会等の活動を支援します。

(3) **ボランティア活動の促進**

・有償の福祉輸送サービスの適切な実施を検討、促進します。

・ボランティアの養成と団体の育成を促進します。

・既存施設の有効利用による活動拠点の確保を進めます。

[市民・NPO等・事業者等に期待される役割]

市民	<ul style="list-style-type: none"> ・ボランティア活動への参加 ・学区福祉委員会活動など地域福祉活動への参加
NPO等	<ul style="list-style-type: none"> ・地域福祉活動への参加 ・福祉輸送サービスへの参画
事業者等	<ul style="list-style-type: none"> ・バリアフリー化、ユニバーサルデザイン化の推進 ・地域福祉活動への参加

8 民生児童委員：厚生労働大臣から委嘱され、各地域において相談に応じ必要な援助を行い、社会福祉の増進に努めるとともに、地域の子どもたちが元気に安心して暮らせるよう見守り、子育て等の相談・支援等を行う地域住民。

9 ボランティアセンター：ボランティアの活動拠点。ボランティアに関する情報の受発信や活動の事務局的な機能をもつ。

第4章

だれもが明るく元気に暮らせるまち



民生児童委員と緊急時情報カード



八幡市老人クラブ連合会による善意の募金「愛の貯金箱」の開封

第3節 高齢者福祉

[めざす姿]

■ 高齢者の介護予防や、一人暮らし高齢者の支援、介護保険サービス提供体制が充実し、地域住民、ボランティア等の活動と連携した地域全体で高齢者を支える仕組みが作られ、高齢者が住みなれた地域で安心して暮らしていける地域社会が実現していることをめざします。

[現状と取り組むべき課題]

全国的に少子高齢化が進行しているなか、本市においても、総人口に占める65歳以上人口の割合（高齢化率）が22%を超え、一人暮らしや高齢者のみの世帯が増加しています。また、65歳以上の人口（高齢者人口）に占める介護保険の要介護等認定者の割合（認定率）も約17%となっています。

こうしたなか、本市では介護保険制度を維持可能な仕組みとするとともに、「健康いきいき、助け合いの心あふれるまち・八幡」を基本理念とする「八幡市高齢者健康福祉計画・介護保険事業計画」に基づき施策を展開しています。これまでの一人暮らし高齢者等の24時間対応緊急連絡システムである「シルバーライフラインシステム」の整備や軽度生活援助に加え、支援を要する高齢者の把握や見守りを行っています。高齢者が地域で安心して暮らせるように、公共施設・設備のバリアフリー化や近隣公園への健康遊具の設置、小規模介護施設等の整備に係る支援等の取組を進めています。また、高齢者の健康づくり事業として、平成21年度から老人クラブで取り組んでいる「マグダーツ¹⁰」の指導者講習会を開催しています。地域包括支援センター¹¹においては、認知症高齢者を支援するため、権利擁護に係る相談や成年後見制度¹²に係る情報提供を行うとともに、平成23年度から機能強化を進めています。

今後は、本市でも急速な高齢化が進むものと見込まれるため、健康づくりや総合的な介護予防を推進し、高齢者が必要な介護保険サービスを適切に受けられるよう、介護保険サービスの充実を図る必要があります。また、地域包括支援センター等を中心に、介護、福祉、健康、医療などさまざまな面から総合的に高齢者を支える連携体制の構築が必要です。

さらに、高齢者が生きがいをもって暮らせるよう、高齢者の多様な社会参加を促進する必要があります。

10 **マグダーツ**：マグネット付ダーツの略語であり、矢の先に磁石を付け、安全化・ルールの特約化等を図った新しいスポーツとして一般的に親しまれている。

11 **地域包括支援センター**：高齢者が住み慣れた地域で暮らせるよう、総合的に支援する身近な機関。介護予防マネジメント、総合相談・支援、虐待防止を含む権利擁護、包括的・継続的なマネジメントの4つの機能をもつ。

12 **成年後見制度**：認知症高齢者や知的障がい者等の判断能力が不十分な成人の財産管理や契約等について、選任された成年後見人等が代理して行う制度。補助・保佐・後見の種類があり、本人の残存能力と自己決定を尊重する。

[施策体系]

1. 多様な社会参加の促進	(1) 生涯学習の推進
	(2) 社会参加の促進
	(3) 雇用・就労対策の促進
	(4) 安心して暮らせる生活環境づくり
2. 健康づくり・総合的な介護予防の推進	(1) 活動的な生活の維持
	(2) 生活習慣病予防の推進
	(3) 介護予防事業の推進
3. 介護保険サービスの充実	(1) 介護サービス提供体制の充実
	(2) 介護サービスの質の向上と適正なサービス利用の促進
	(3) 在宅介護への支援
4. 連携と支えあいの仕組みづくり	(1) 地域ケア体制の充実
	(2) 高齢者施設等の整備
	(3) 認知症高齢者支援の推進

[取組の内容]

1. 多様な社会参加の促進

(1) 生涯学習の推進

・多様な学習機会の充実を図ります。

(2) 社会参加の促進

・子どもたちとの交流などコミュニティを基盤とした高齢者の社会参加、交流を促進します。

・老人クラブ活動を促進します。

(3) 雇用・就労対策の促進

・シルバー人材センター¹³の充実を図ります。

(4) 安心して暮らせる生活環境づくり

・公共施設・設備のバリアフリー化、ユニバーサルデザイン化を推進します。

・市民との協働による生活環境づくりを推進します。

・高齢者の「住まい」のあり方に関する検討及び整備に向けた取組を進めます。

2. 健康づくり・総合的な介護予防の推進

(1) 活動的な生活の維持【重点】

・閉じこもり予防、運動器機能の維持・向上のための取組を進めます。

・リハビリテーション機能を備えた施設整備を進めます。

13 シルバー人材センター：市内に居住する60歳以上の人で、定年退職後等もその能力を活かし、生きがいの充実や社会参加を望む人に対して仕事を提供する機関。

(2) 生活習慣病予防の推進

- ・各種健康診査等の人生の各段階に応じた生活習慣病予防事業を推進します。

(3) 介護予防事業の推進

- ・高齢者が地域での生活を継続するための介護予防事業を推進します。

3. 介護保険サービスの充実

(1) 介護サービス提供体制の充実

- ・適切かつ計画的なサービス基盤の整備を進めます。
- ・定期巡回などの新しいサービスの提供基盤の整備を進めます。

(2) 介護サービスの質の向上と適正なサービス利用の促進【重点】

- ・介護保険給付費の適正化や、介護サービス事業者への指導を進めます。
- ・介護サービスの利用者及び介護者への支援や、地域包括支援センターにおける相談体制の充実を図ります。
- ・サービス評価事業¹⁴の導入を促進します。

(3) 在宅介護への支援【重点】

- ・身体的・精神的負担の軽減など在宅での介護の支援を進めます。

4. 連携と支えあいの仕組みづくり

(1) 地域ケア体制¹⁵の充実【重点】

- ・地域包括支援センターを中心とした保健、医療、介護サービスの総合的な提供体制の整備を進めます。
- ・参加と協働による地域福祉ネットワーク活動を促進します。
- ・要介護高齢者の把握及び支援を進めます。

(2) 高齢者施設等の整備

- ・高齢者福祉サービスの拠点整備を進めるとともに、高齢者福祉施設の整備を促進します。

(3) 認知症高齢者支援の推進

- ・認知症に関する知識の普及・啓発や、介護相談・認知症予防事業の充実に努めます。
- ・地域包括支援センターを中心に、関係者のネットワークによる連携や、権利擁護の支援を推進します。

[市民・NPO等・事業者等に期待される役割]

市民	<ul style="list-style-type: none"> ・地域で高齢者を支える地域ケア体制への参加 ・健康づくり・介護予防事業への参加
NPO等	<ul style="list-style-type: none"> ・地域で高齢者を支える地域ケア体制への参加
事業者等	<ul style="list-style-type: none"> ・適正な介護サービスの提供 ・バリアフリー化・ユニバーサルデザイン化の推進

14 サービス評価事業：個々のサービス事業者のサービス提供内容等について、その透明性の確保やサービスの質の向上・改善への支援、評価結果の公表による利用者の適切なサービス選択に資することを目的として、第三者機関によるサービス評価を行うもの。

15 地域ケア体制：保険・医療・福祉等の関係機関や民生児童委員、住民組織等が密接な連携を保ち、援助を必要としている人が、いつでも安心して住み慣れた地域で暮らせるよう、地域全体で見守り、支援する体制。

第4章

だれもが明るく元気に暮らせるまち



マグダーツ講習会



自治組織団体での高齢者パターゴルフ大会



老人憩いの家 八寿園

第4節 障がい者福祉

[めざす姿]

■障がいのある人が、等しく尊厳と権利を保障され、必要な支援を受けることができ、同年齢の市民と同様に、住みなれた地域のなかで普通の生活を送ることができる地域社会が実現していることをめざします。

[現状と取り組むべき課題]

平成18年に、自己決定や自立支援という考えに基づく「障害者自立支援法」が施行され、障がい種別ごとに異なる法律に基づいていた福祉サービスや公費負担医療等が、共通の制度のもとで一元的に提供される仕組みが創設されるとともに国連総会で「障害者の権利条約¹⁶」が採択されました。本市ではこれらを踏まえ、平成21年3月に、障がい福祉に係る給付その他の支援施策の方向性及び目標を定めた「八幡市第2期障がい福祉計画」を策定し、施策を推進してきました。

障がい者の地域活動・自主的活動を促進する取組として、平成19年度に八幡市障がい者生活支援センター¹⁷を福祉センター内に設置し、体制の強化、相談機能の充実を図ってきました。また、平成20年度に八幡市障がい者自立支援協議会を設置し、福祉サービスの普及・改善を図り、障がい者の地域生活と自立を推進しています。平成21年度からは、障がい者通所事業所に通う人の交通費補助、重度身体障がい児訪問入浴サービスの拡充など、福祉サービスの一層の充実に取り組んできました。平成22年度には、地域生活支援事業¹⁸に係る移動支援等の負担軽減を実施し、障がい者の社会参加の促進を図るとともに、平成22年4月開校の京都府立八幡支援学校において、久御山町との共同による放課後等支援事業を実施しました。

さらに、国においては、平成22年1月に障がい者制度改革推進会議が新たに設置され、国連の「障害者の権利条約」を批准するための国内法の整備として、平成22年8月の障害者基本法の改正や「障害者総合支援法」「障害を理由とする差別の禁止法」(仮称)の制定など、障がい者施策全般について見直しが進められています。

今後は、国等の動向及び市内の現状を踏まえ平成23年度に策定した「八幡市障がい者計画及び第3期障がい福祉計画」に基づき、施策を推進していく必要があります。特に、障がいのある人が自らの生き方を自らで決める事ができるよう、自立・自己決定ができる環境をつくり、あらゆる生活の場面で「制度」「もの」「こころ」のバリア(障壁)を取り除いて社会参加の機会均等化を図る必要があります。また、障がいのある人が住みなれた地域で生活できるよう、雇用、教育、保健、医療等の分野との連携を深め、地域で支えあえる体制を築いていく必要があります。

16 障害者の権利条約：障がいのあるすべての人による、すべての人権及び基本的自由の平等な享有を促進し、確保すること、並びに障がいのある人の固有の尊厳の尊重を促進することを目的として採択された。

17 障がい者生活支援センター：障害者自立支援法に基づく施設で市の委託を受けた八幡市社会福祉協議会が運営。障がいのある人の自主的活動を支援するとともに、生活の悩みや相談ができる場を提供し、元気に生活を送ることを目指している。平成19年6月に市立福祉センターの1階に開設。

18 地域生活支援事業：介護給付や訓練等給付等によるサービスとは別に、地域での生活を支えるために市及び都道府県が主体となって取り組むさまざまな事業の総称。

【施策体系】

1. 総合的な障がい者福祉の充実	(1) 障がいのある人に関する計画の推進
	(2) 相談支援体制の充実
	(3) 療育支援体制の強化
	(4) 啓発活動の推進
2. 障がい福祉サービスの基盤整備	(1) 訪問系サービスの充実
	(2) 日中活動系サービスの拡充
	(3) 居住系サービスの整備促進
3. 社会参加の促進	(1) 社会参加の促進
4. 地域生活支援の充実	(1) 生活支援サービスの充実
	(2) 補装具の給付事業の推進
	(3) 生活援助制度の充実

【取組の内容】

1. 総合的な障がい者福祉の充実

(1) 障がいのある人に関する計画の推進

- ・福祉、保健、医療、教育、就労等にわたる、障がいのある人に関する計画を推進します。

(2) 相談支援体制の充実【重点】

- ・障がい者自立支援協議会を中心とした関係機関との連携強化による相談体制の充実を図ります。
- ・ピアカウンセリング¹⁹の充実を図ります。

(3) 療育支援体制の強化

- ・京都府立八幡支援学校、京都府こども発達支援センター等の関係機関との連携を推進します。
- ・日常生活における基本的動作の指導、集団生活への適応訓練等を実施する児童発達支援を進めます。

(4) 啓発活動の推進

- ・広報紙及びホームページの活用や講座等によって、障がいについて理解を深める啓発活動を推進します。

2. 障がい福祉サービスの基盤整備

(1) 訪問系サービスの充実

- ・訪問系サービスを行う事業所の参入を促進します。

(2) 日中活動系サービスの拡充【重点】

- ・通所施設の利用定員拡大及び新たな事業所の参入を促進します。

19 ピアカウンセリング: 何らかの共通点（同じような環境や悩み）をもつ（あるいは経験した）グループ間で、対等な立場で同じ仲間として行われるカウンセリング。

(3) 居住系サービスの整備促進

- ・障がいのある人の地域生活を支援するグループホーム²⁰等の開設を支援します。

3. 社会参加の促進

(1) 社会参加の促進

- ・障がいのある人への総合的な就労支援を進めます。
- ・点字・声の広報などコミュニケーション支援の拡充を進めます。
- ・社会参加に向けた創造活動、文化・スポーツ活動への支援を進めます。

4. 地域生活支援の充実

(1) 生活支援サービスの充実【重点】

- ・地域生活支援事業を拡充し、地域移行・地域定着支援の提供体制の整備を促進します。
- ・権利擁護事業、成年後見制度の利用を促進します。

(2) 補装具の給付事業の推進

- ・補装具購入・修理に係る支援を進めます。

(3) 生活援助制度の充実

- ・障がいのある人とその家族の生活安定化に向け、国に対して制度充実を要望します。

【市民・NPO等・事業者等に期待される役割】

市民	<ul style="list-style-type: none"> ・ボランティア活動への参加 ・障がいのある人の地域生活や社会参加への支援
NPO等	<ul style="list-style-type: none"> ・障がい者施策への参画 ・障がいのある人の地域生活や社会参加への支援
事業者等	<ul style="list-style-type: none"> ・就労支援機関と連携した就労先の確保、就労機会の拡充 ・バリアフリー化、ユニバーサルデザイン化の推進 ・障がい福祉サービス提供の拡充

身体障害者手帳交付状況の推移

(単位：件)

区分 \ 年度	平成19年度	平成20年度	平成21年度	平成22年度	平成23年度
18歳未満	59	56	56	56	55
18歳以上 65歳未満	1,165	1,141	1,133	1,148	1,142
65歳以上	2,328	2,422	2,570	2,667	2,801
総 数	3,552	3,619	3,759	3,871	3,998

(資料) 障がい福祉課

20 グループホーム：知的障がいや精神障がいのある人々が、地域で自立した生活を送ることができるよう福祉サービスを受けながら共同で生活する住宅。

第4章

だれもが明るく元気に暮らせるまち



障がい者スポーツ大会



障害者週間啓発事業でのくすのきBANDの演奏

第5節 社会保障

[めざす姿]

- 国民年金の加入促進や生活保護等の低所得者福祉制度が適正に運用され、安心して適正な社会保障が実現していることをめざします。

[現状と取り組むべき課題]

安心して将来の生活を送るために所得保障の柱となる国民年金の果たす役割は重要です。そこで、本市では無年金者をなくすために、広報活動を積極的に行うとともに、制度の拡充について関係機関への要望に努めています。また、現行制度では年金を受給できない人の救済のため、在日外国人に特別給付金の制度を設けています。この間、国においては社会保険庁が廃止され、新たに日本年金機構が設立されるとともに、「ねんきん定期便²¹」が加入者に送付され、年金制度への理解促進や将来の年金受給権への確認及び意識づけが図られています。

最後のセーフティーネット²²である生活保護制度については、近年の雇用状況の悪化等により保護受給世帯数が年々増加傾向にあります。本市の保護率は平成17年度末で人口1,000人あたり16.12人であったものが平成23年度末で、20.70人となっています。また本市では、平成22年度から生活保護申請者の保護決定までの間のつなぎ立替金の貸付を実施しているほか、離職者で就労能力及び意欲のある方のうち住宅喪失の恐れのある方を対象に、一定の期限を設けて賃貸住宅家賃を支給する住宅手当緊急特別措置を行っています。

今後は、国民年金制度では、加入に向けた積極的な啓発活動により年金未加入者を減らす必要があります。また、低所得者及び一時的な生活困窮者が安心して生活できるように、相談体制・機能を充実させて経済的自立につながる援護体制を運用する必要があります。特に生活保護制度は、就労等が可能な場合にはその能力の活用など自立に向けた就労支援等を通じて、制度の適正な運用に努める必要があります。

[施策体系]

1. 国民年金制度の推進	(1) 加入の促進・年金受給権の確保
	(2) 国民年金制度の充実
2. 低所得者福祉の充実と適正化	(1) 生活援護制度の充実
	(2) 相談体制の充実
3. 勤労者福祉の推進	(1) 支援制度の啓発
	(2) 文化・スポーツ活動

21 ねんきん定期便：被保険者にその時点での年金加入記録を記載した年金記録のお知らせを送付したものであり、記録内容についての確認等が実施されている。

22 セーフティーネット：もともとはサーカスで用いられた安全網のこと。近年は生活を送るうえでのさまざまな社会的・経済的リスク（危険）から、個人を救済するためのシステムという意味で用いられる。

[取組の内容]

1. 国民年金制度の推進

(1) 加入の促進・年金受給権の確保【重点】

- ・国民年金制度の啓発に努めるとともに、年金未加入者を減らすため加入の促進を図ります。

(2) 国民年金制度の充実

- ・国民年金制度の充実に向けた制度の改善等を関係機関に要望します。

2. 低所得者福祉の充実と適正化

(1) 生活援護制度の充実

- ・一時的な生活困窮世帯等への自立に向けた貸付等の援護制度を実施します。
- ・生活保護制度の適正な運用を進めます。

(2) 相談体制の充実【重点】

- ・社会福祉協議会や民生児童委員等との連携強化による相談体制の充実を図ります。
- ・ハローワーク等との連携を強化し、就労による自立支援に向けた相談機能の強化を図ります。

3. 勤労者福祉の推進

(1) 支援制度の啓発

- ・京都府等の関係機関による各種支援制度等の周知を図ります。

(2) 文化・スポーツ活動

- ・文化・スポーツ活動の情報提供を推進します。

[市民・NPO等・事業者等に期待される役割]

市民	<ul style="list-style-type: none"> ・国民年金制度への理解と加入 ・生活保護制度の適正な運用への理解と協力
事業者等	<ul style="list-style-type: none"> ・年金制度への理解と適正加入 ・雇用者の福利厚生の実施

生活保護受給者の就労支援状況の推移

(単位：人・%)

区分	年度				
	平成19年度	平成20年度	平成21年度	平成22年度	平成23年度
支援対象者数	43	48	81	71	68
就 労 者 数	23	27	50	45	37
就 労 率	53.5	56.3	61.7	63.4	54.4

(資料) 保護課